

5. “つながり”と“安心”の持てるまち

— 町政運営 —

変化し続ける社会情勢に対応し町政運営を持続していくため、地域活動の支援や人権啓発、または行政情報発信等により、町民と行政との連携を高め、協働のまちづくりを進めます。

1 行政運営の充実・強化

◆ 大津町新庁舎建設工事【財政課】 3億8,414万円（令和3年度）

（総事業費46億3,700万円） 復旧復興

震災からの本格的な復興とより一層のサービス向上を図るための新庁舎建設に向け、平成29年度に新庁舎建設基本構想・基本計画を策定し、平成30年度には基本理念・基本方針に基づいた新庁舎建設基本設計・実施設計が完了しました。また、令和元年10月には新庁舎の建設工事が開始され、令和3年5月31日に建物が完成しています。

今年度は新庁舎開庁に向けた準備を進め、7月12日に開庁しました。開庁後は来庁者駐車場などの整備を予定しており、令和3年度末の完了を目指し周辺への安全対策に配慮して工事を進めてまいります。

基本理念「大津の未来を支え、町民と共に歩む、安全・安心な庁舎」

～5つの基本方針～

1. 安全・安心で災害に強い庁舎
2. 町民サービスを効果的・効率的に提供する庁舎
3. まちづくりの拠点となる庁舎
4. 人と環境にやさしい庁舎
5. 経済性と柔軟性に優れた庁舎



◆ 役場の電算システムなどの運用経費【総合政策課・住民課】 1億4,990万円

役場の基幹業務や、住民票交付などの住民サービスを提供するための総合行政システム、住民基本台帳ネットワークシステム・戸籍総合システムの運用経費や、町ホームページなどの地域情報化整備に伴う経費です。

そのほか、住民の皆様の携帯電話やパソコンのメール機能を活用して、生活に役立つ行政情報や観光情報、安心して暮らせるための防災・防犯情報などを迅速、正確にお知らせするメールシステム「からいもくん便り」があります。

■からいもくん便り（大津町総合情報メール）

登録方法：ozutown@gw.ansin-anzen.jp に空メールを送信してください（スマートフォンの場合は件名に任意の1文字「あ」などを入力して送信）。



二次元バーコード

3 地域コミュニティづくり

◆ コミュニティ活動災害補償保険【総務課】 245万9千円

町民が安心してコミュニティ活動を行うことを目的に、5名以上の共通の目的を持った町民により自主的に組織された団体又は個人を対象とした保険です。

対象活動の範囲は、町民団体等が行う継続的、計画的または公益性のある直接的活動（ただし、政治、宗教、営利を目的とするものを除く。）などです。

地域で実施する清掃活動や自主防災組織の見守り活動、地域で実施するグラウンドゴルフなども対象です。

【活動例】

- ①社会福祉・社会奉仕活動 ②地域社会活動
- ③青少年育成活動 ④社会教育活動（スポーツ団体の練習中の活動を含む）
- ⑤町主催事業への参加、手伝い ⑥その他これらに類する事業又は活動

【補償内容】

町内に拠点を置く町民団体または町民個人が実施するコミュニティ活動中に偶然の事故により下記に該当した場合、保険会社から保険金が支払われます。

- ①当該活動に参加している個人（指導者を含む）が死亡、または障がいを受けた場合
- ②参加者または参加者以外の第三者の身体あるいは財物に損害を与え、団体の主催者、責任者、指導者などが法律上の賠償責任を負うことになった場合



◆ 地域づくり活動支援事業【総合政策課】 1,100万円

地域住民が自分達で取り組む地域の特性を活かした地域づくり活動に対して、地域づくり活動支援事業補助金を交付する事業です。なお、新型コロナウイルス等の感染症拡大に伴い、公民館等のコミュニティの場の感染拡大抑制に資する物品の購入等への助成枠を追加しています（令和2年度及び3年度）。

活動の区分	補助率	補助限度額
①生活環境の整備、美観の維持に関する活動	3分の2以内	30万円
②安全・安心な地域づくりに関する活動	2分の1以内	
③健康、福祉の充実に関する活動		
④文化活動、スポーツ振興に関する活動		
⑤地域の祭り、伝統文化の保存・継承に関する活動		
⑥地域活性化のための研修・意識啓発に関する活動		
⑦その他この事業の趣旨に適合すると認められる活動		
⑧新型コロナウイルス等の感染症拡大に伴う公民館等のコミュニティの場の感染拡大抑制に資する物品の購入等に関する活動	10分の10以内	10万円

◆ まちづくり担い手育成事業【総合政策課】 150万円

まちづくりの担い手となる人材を育成する経費に対し、補助金を交付することにより、「夢と希望がかなう元気大津」の実現を目指す地域住民が自分達で取り組む地域の特性を活かした地域づくり活動に対して、地域づくり活動支援事業補助金を交付する事業です。

補助対象事業	補助対象経費	補助率及び補助限度額	補助対象者
(1) まちづくり人材育成先進地研修事業	交通費、宿泊費、車両借上げ料、燃料費、教材購入費、その他事業実施に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> 補助率 対象経費の10/10 補助限度額 1人5万円かつ1団体30万円を限度額とする 	(1)地域活動団体又はその集合体 (2)まちづくり団体又はその集合体 (3)町の要請によって組織された団体
(2) まちづくり人材育成研修講師招へい事業	講師謝礼金、交通費、講師の宿泊費、教材購入費、その他事業実施に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> 補助率 対象経費の10/10 補助限度額 講師謝礼金は10万円を限度額、その他は実費とし、補助限度額は20万円とする 	(1)地域活動団体又はその集合体 (2)まちづくり団体又はその集合体 (3)町の要請によって組織された団体
(3) まちづくり団体活動費補助事業	事業の実施に必要な経費ただし、人件費や施設の運営費等は対象外とする	<ul style="list-style-type: none"> 補助率 対象経費の5/10 補助限度額 30万円（事業費は60万円） 	(2)まちづくり団体又はその集合体 (3)町の要請によって組織された団体

◆ 元気大津づくり活動事業「水水」【総合政策課】 115万円

町民が個人や団体で実施するボランティア活動や健康増進活動に対し、ポイント「水水（みずみず）」を付与し支援する事業です。付与されたポイントは、個人の場合はゴミ袋の交換や町総合体育館トレーニングジムの利用券に交換することが可能で、団体の場合はポイントに応じた助成金が交付されます。



4 人権を尊重する地域社会の実現

◆ 人権対策・人権教育啓発事業【人権推進課】 1,456万円

人権尊重の社会を確立するため、関係機関と連携を図りながら、人権学習会や人権のまちづくり懇談会等の事業を実施し、人権啓発活動を行います。

◆ 人権啓発福祉センター等の運営事業【人権推進課】 2,265万円

福祉の向上や人権啓発の住民交流を図る拠点施設として地域活動に取り組み、人権問題解決のためのさまざまな活動を通して、人権のまちづくり事業を総合的に行います。

5 男女共同参画社会の実現

◆ 男女共同参画推進事業【人権推進課】 179万円

大津町男女共同参画推進条例の基本理念にのっとり、すべての人が、互いにその人権を尊重しつつ、あらゆる分野で性別にかかわらず個性と能力を発揮できる社会を目指し、総合的かつ計画的に推進していきます。今年度は、男女共同参画審議会を中心に、男女共同参画に関する基本的な計画（男女共同参画推進プラン）の改定を行い、町民及び事業者等の理解を深め、協力連携を蜜にし、地域に根ざした啓発推進を行います。

